

京都府職業能力開発協会行動計画

令和3年1月4日

当協会が雇用する職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和3年2月1日～令和8年1月31日までの5年間

2 内容

目標1：令和3年4月までに、常勤職員・非常勤職員共通の手当として、新たに「子育て手当」を創設する。

<対策>

- 3年2月～ 社会保険労務士に手当のあり方等について相談（2年8～10月にも概略相談済み）
- 同 手当の創設案について職員に説明
- 3年2月～3月 協会給与規程等を改正（理事会付議）
- 3年4月～ 改正後の給与規程等を職員に周知

目標2：令和3年4月までに、所定外労働を徹底するため、第2ノーマル残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 3年2月～ 残業の状況調査
- 3年3月～ 第2ノーマル残業デーの設定について、職場なんでも相談員とも協議しながら職場議論
- 3年4月～ 第2ノーマル残業デーの実施。幹部職員からの働きかけ

目標3：年間10日以上有給休暇を付与している職員について、令和3年12月までに、有給休暇の取得日数を、一人当たり年間6日以上とする。

<対策>

- 3年2月～ 直近の有給休暇の付与期間（令和2年1月～12月）について取得状況を把握

- 3年3月～ 年次有給休暇の目標日数の設定について、職場なんでも相談員とも協議しながら職場議論
- 3年4月～ 電子スケジュールシステムで、年次有給休暇の予定を、原則、前月までに入力し、共有することで計画的な取得を促進